



島根県報

平成16年2月29日(日)
号外第14号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

告示

家畜等の移入の禁止

(畜産振興課)

告 示

島根県告示第206号

家畜伝染病予防法施行細則(昭和26年島根県規則第101号)第5条の規定により、京都府で発生した高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、平成16年2月29日から当分の間、次の区域からの家畜等の県内への移入を禁止する。

平成16年2月29日

島根県知事 澄田信義

1 移入禁止する家畜等の範囲

鶏、あひる、七面鳥及びうずら並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品

2 区域

(1) 京都府

京都市西京区(大原野外畑町並びに大枝沓掛町と大原野北春日町と亀岡市の境界点を起点として大枝沓掛町と大枝北沓掛町1丁目と大枝北沓掛町3丁目の境界点、大枝北沓掛町1丁目と山田捻木尾と御陵北大枝山町の境界点及び西京区と右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町と右京区嵯峨亀ノ尾町の境界点を順次直線で結んだ線の西側の区域に限る。)、京都市右京区(嵯峨天龍寺芒ノ馬場町、嵯峨天龍寺北造路町、嵯峨天竜寺瀬戸川町、嵯峨釈迦堂大門町、嵯峨大覚寺門前井頭町、嵯峨大覚寺門前宮ノ下町、嵯峨大覚寺門前堂ノ前町、嵯峨大沢柳井手町、北嵯峨八丈町、北嵯峨洞ノ内町、北嵯峨赤阪町、北嵯峨朝原山町、梅ヶ畑向ノ地町、梅ヶ畑上ノ町、梅ヶ畑中縄手町、梅ヶ畑宮ノ口町、梅ヶ畑高鼻町、鳴滝三本松及び鳴滝沢の区域の西側境界線の西側の区域に限る。)、京都市北区(杉坂、中川、小野、真弓及び大森の区域に限る。)、福知山市(旭が丘、字天田、字生野、字池田、字石原、字猪崎、字市寺、字鑄物師、字岩崎、字岩間、大字印内、字上野、字裏ノ、駅南町1丁目から3丁目まで、駅前町、大池坂町、字大内、字岡ノ、字興、字長田、長田野町1丁目から3丁目まで、字鍛冶、字上紺屋、字上新、字上柳、字川北、字観音寺、大字私市、北平野町、字京、駒場新町1丁目から3丁目まで、字呉服、字坂室、字篠尾、篠尾新町1丁目から4丁目まで、字下紺屋、字下新、字下柳、字正後寺、字正明寺、昭和新町、昭和町、末広町1丁目から6丁目まで、字田野、字土、字寺、字多保市、字戸田、字内記、字中、中坂町、字中ノ、長山町、字西、西長、西平野町、字荻原、荻原新町、字土師、土師新町1丁目から4丁目まで、土師宮町1丁目から2丁目まで、字東長、東羽合町、東平野町、字菱屋、広峯町、大字報恩寺、字堀、字堀越、字前田、前田新町、緑が丘町、南岡町、南平野町、字三俣、字宮、字室、大字山野口、夕陽が丘、字和久市及び和久市町の区域に限る。)、舞鶴市(大字真倉、大字池の内及び大字岸谷の区域に限る。)、綾部市、亀岡市、北桑田郡京北町(大字下黒田、大字宮、大字上黒田、大字片波、字灰屋及び大字芹生の区域を除く。)、及び美山町(大字知見、大字江和、大字田歌、大字芹生、大字白石及び大字佐々里の区域を除く。)、船井郡園部町、八木町、丹波町、日吉町、瑞穂町及び和知町、天田郡三和町並びに加佐郡大江町(字南山の区域に限る。)

(2) 大阪府

豊能町、能勢町、高槻市（杉生、中畑、出灰、田能、仁科の区域）、茨木市（亀岡市と茨木市との境界と府道43号線（豊中亀岡線）との交点を起点として、同所から同府道北側境界線に沿って南西に進み、林道西谷線との交点に至り、同所から同林道北側境界線に沿って西に進み、茨木市を豊能町との境界線に至る線より北側に位置する区域に限る。）及び箕面市（豊能町と箕面市との境界線と府道4号線（茨城能勢線）との交点を起点とし、同所から同府道西側境界線に沿って南に進み、市道箕面五月山線との交差点に至り、同所から同市道北側境界線に沿って西に進み、池田市と箕面市との境界に至る線より北側に位置する区域に限る。）

(3) 兵庫県

三田市（三田市と篠山市との境界線と県道141号黒石三田線との交点を起点とし、県道141号黒石三田線に沿って南へ進み、県道141号黒石三田線と市道下相野広野線との交点に至り、同所から市道下相野広野線に沿って南へ進み、県道720号テクノパーク三田線を経て上内神交差点に至り、同所から県道316号広野東上線に沿って東へ進み、下井沢交差点に至り、同所から県道141号黒石三田線に沿って南へ進み、県道141号黒石三田線と県道570号有馬富士公園線との交点に至り、同所から県道570号有馬宮土公園線に沿って東へ進み、新三田駅前交差点に至り、同所から国道176号に沿って南へ進み、JR福知山・宝塚線との交点に至り、同所からJR福知山・宝塚線に沿って南へ進み、三田市と神戸市の境界線に至る線より北側に位置する区域に限る。）、宝塚市（宝塚市と西宮市との境界線と県道327号切畑道場線（温泉橋）との交点を起点とし、県道327号切畑道場線に沿って北へ進み、県道33号塩瀬宝塚線と県道327号切畑道場線の交点に至り、同所から県道33号塩瀬宝塚線に沿って東へ進み、県道33号塩瀬宝塚線と県道325号切畑多田院線との交点に至り、同所から県道325号切畑多田院線に沿って東へ進み、宝塚市と川西市との境界線に至る線より北側に位置する区域に限る。）、篠山市（篠山市と社町との境界線と国道372号との交点を起点とし、同所から国道372号に沿って東へ進み、国道372号と県道141号黒石三田線との交点に至り、同所から県道141号黒石三田線に沿って南に進み、篠山市と三田市との境界線に至る線より東側に位置する区域に限る。）、春日町（全域）、氷上町（氷上町と春日町との境界線と国道175号との交点を起点とし、国道175号に沿って南へ進み、石生北交差点に至り、同所から町道特10号線に沿って南西へ進み、石生交差点に至り、同所から国道175号に沿って西へ進み、国道175号と町道特26号線との交差点に至り、同所から町道特26号線に沿って南へ進み、国道176号バイパスと町道特26号線との交点に至り、同所から国道176号バイパスに沿って南へ進み、氷上町と柏原町との境界線に至る線より東側に位置する区域に限る。）、柏原町（氷上町石生と柏原町田路との境界線と国道176号バイパスとの交点を起点とし、同所から国道176号バイパスに沿って南東へ進み、下小倉交差点に至り、同所から県道86号中柏原線に沿って南へ進み、柏原町と山南町との境界線に至る線より東側に位置する区域に限る。）、市島町（全域）、山南町（山南町と柏原町との境界線と県道86号中柏原線との交点を起点とし、県道86号中柏原線に沿って南へ進み、久下小学校北交差点に至り、同所から県道77号篠山・山南線に沿って西へ進み、谷川交差点に至り、同所から県道139号山南中線に沿って南へ進み、山南町と黒田庄町との境界線に至る線より東側に位置する区域に限る。）、猪名川町（全域）及び川西市（川西市と宝塚市との境界線と県道325号切畑多田院線との交点を起点とし、県道325号切畑多田院線に沿って北へ進み、県道12号川西篠山線と県道325号切畑多田院線との交点に至り、同所から県道12号川西篠山線に沿って南へ進み、多田大橋交差点に至り、同所から県道130号多田停車場・多田院線に沿って東へ進み、県道130号多田停車場・多田院線と市道1683号線との交点に至り、同所から市道1683号線に沿って北へ進み、市道379号線と市道1683号線との交点に至り、同所から市道379号線に沿って北へ進み、市道377号線と市道379号線との交点に至り、同所から市道377号線に沿って東へ進み、平野交差点に至り、同所から国道173号に沿って南へ進み、川西市と池田市との境界線に至る線より北側に位置する区域に限る。）